

2012年度

大阪府予算への要望

(日本共産党阪南地区)

# 回 答 書

～要望番号順～

(共通項目)

# 共通項目

<p>共通項目</p> <p>1-①番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>①大阪府庁の咲洲庁舎への移転方針を断念すること。</p>
<p>(回 答)【総務部】</p> <p>○ 咲洲庁舎の安全性や府防災拠点のあり方等については、専門家会議での議論を踏まえ、今後、府として庁舎の安全対策や防災拠点のあり方について方針決定する。庁舎移転については、これらを踏まえて判断する。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-②番</p>	<p>(要 望)</p> <p>南部防災拠点（りんくうタウン南地区 泉南市）の立地を見直すこと。</p>
-------------------------	--

**(回 答)【政策企画部危機管理室】**

今回、府がリスク開示した、想定の2倍と仮定した津波により、南部広域防災拠点は浸水することが想定されるが、府としては、北部（万博）・中部（八尾）・南部（りんくう）3か所の広域防災拠点を有しており、南部が一時的に使用できない状況になったとしても、他の2か所の拠点を活用し災害対策を実施。

なお、津波が引いた後は、拠点機能は回復するものと考えており、災害対策の実施に万全を期したい。

<p>共通項目</p> <p>1-③番</p>	<p>(要 望)</p> <p>災害拠点病院として、府立泉州救命救急センターを存続させること。</p> <p>東日本大震災により、災害拠点病院の重要性がいっそう明らかになった。空港対策として国・大阪府がりんくうタウン内に設置をした府立泉州救命救急センターは、この点からも泉州住民から安定的な存続が今こそ求められている。ところが、一方での府立泉州救命救急センターの地方独立行政法人・りんくう総合医療センター（市立泉佐野病院）への移管・統合（H25年度予定）は、3次救急医療や災害拠点病院運営にかかわる府の責任を放棄するものであり、計画を撤回すること。</p> <p>そもそも3次救急医療は府が実施すべき事業であり、年間約7億円と言われている不採算医療を、早期健全化団体に指定されている泉佐野市が設置する（独）りんくう総合医療センターに移管することは泉州地域での安定的な3次救急医療を崩壊させかねない。千里救命救急センターのように運営補助金が打ち切られていくことは明らかではないか。広域的な3次救急医療や災害拠点病院を単独市が設置する地方独立行政法人に移管すること自体、矛盾した計画である。</p>
-------------------------	---

(回 答)【健康医療部】

- 救命救急センターは、文字通り「最後の砦」として救急医療体制の根幹の施設であり、その機能を確保し、三次救急医療体制の整備・充実を図ること、さらに、災害時医療体制の中核的な施設である災害拠点病院を整備することは、大阪府の責務であると考えております。
- また、泉州医療圏における救急医療体制の再構築を目標の一つと定めた本府の地域医療再生計画（平成22年1月策定）においては、初期から三次に至るまで、救急患者に適切な医療を速やかに提供する地域の基幹的医療体制を構築するための取組みを進めることとしています。
- 同計画で定めている、府立泉州救命救急センターの（独）りんくう総合医療センターとの運営一体化により、双方の医療機能を活かした診療機能のさらなる充実、災害時の迅速かつ適切な対応を実現し、府民の安心につながるより質の高い医療の提供を目指します。
- 本府としては、同計画に基づき、泉佐野市、（独）りんくう総合医療センター等、関係機関と調整、連携しつつ、これらの取組みを着実に推進してまいります。

<p>共通項目</p> <p>1-④番</p>	<p>(要 望)</p> <p><b>河川を遡上する津波ハザードマップの作成と公表及び対策の強化をはかること。</b></p> <p>(趣旨) 東日本大震災以降、地震被害想定の抜本的な見直し、とりわけ波対策強化が急務である。大阪府は兵庫県に続いて、これまでの津波の想定を2倍にされたが、各河川について遡上する津波ハザードマップの策定と好評などについてはふれていない。住民は正しい情報と対策を求めている。</p>
<p>(回 答)【政策企画部危機管理室】</p> <p>河川を遡上する津波ハザードマップを作成するためには、浸水想定シミュレーションを行う必要があるが、これは、今後の中央防災会議での東海、東南海、南海の3連動の地震津波についての検討を待つ必要がある。</p> <p>国からの結果を受けて直ちに浸水想定シミュレーションが行えるよう、資料の準備に努める。</p> <p>大阪府が津波の想定を2倍にしたのは、あくまでも仮定であり、科学的根拠に基づくものではない。</p> <p>これまで本府では、津波被害からは既設の防潮堤で守られると府民にお知らせしていたが、今回の東日本大震災のように、現計画を大きく超える事象が発生することもあるため、津波高をこれまでの2倍にした場合をお知らせしたものの。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑤番</p>	<p>(要 望)</p> <p>南海・東南海等の地震対策について</p> <p>⑤ 民間建築物耐震改修への府の補助金を増額すること</p> <p>(趣 旨)</p> <p>南海・東南海地震が高い確率で予想されているにもかかわらず、民間建築物の耐震化がすすんでいないのは、耐震改修への補助金が少なすぎるからである。民間建築物耐震改修の補助制度では市町村の負担分を合わせても、上限が 60 万円である。府の補助金を増額されよ。また、国に補助の増額を求められよ。</p>
-------------------------	--

(回 答)【住宅まちづくり部】

本府では、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に基づき、H27 年度の耐震化率 90%の目標に向け、様々な施策を総合的に展開しています。

とりわけ、府民の経済的負担の軽減のため、国・市町村と共同で、木造住宅を対象とした耐震診断、改修工事にかかる補助制度を創設するなど、取り組みを進めています。

今年度は、府民に使いやすく分かりやすい補助制度への見直し・充実として、改修工事の内容・価格が分かる耐震設計補助の新設、改修工事費においては補助金額がいくらか分かりやすい定額補助の導入を行っています。

また、耐震化に対する府民の安心感の確保、耐震化のきっかけから工事までの円滑化・効率化を図るため、自治会等の地域・工務店等の民間事業者・行政が一体的に耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」を実施してまいります。

住宅・建築物の耐震化を促進していくには、本府だけではなく、府民に身近な市町村での取り組みが重要であります。今後とも、市町村と連携を密にしながら取り組んでまいりますので、市町村におかれましても、より一層、積極的な対応をお願いいたします。

<p>共通</p> <p>1-⑥番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑥防災拠点となる公共施設および避難所となる公立小中学校耐震化のため、府補助制度を創設すること。</p>
-----------------------	--

**(回 答)【教育委員会】**

公立小中学校の施設整備等につきましては、設置者である市町村の責任と負担により実施されています。

公立小中学校施設の耐震化につきましては、現下の厳しい財政状況の中で本府独自の財政的支援措置を講じることは困難であることから、府は国の学校施設環境改善交付金制度を活用して、その促進が図られるよう働きかけるとともに、市町村教育委員会と技術的相談を行っております。

また、国では、大規模地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校の耐震化を推進するため、国庫補助率のかさ上げ措置を5年間延長したところです。

府といたしましては、今後とも公立学校施設整備に必要な財源の確保と制度の拡充を国に対して要望してまいります。

<参考>

かさ上げ措置の概要 (H27年度まで延長)

- ・ I s 値 0.3 未満の建物 補助率 1/3 → 2/3
- ・ I s 値 0.3 以上の建物 補助率 1/3 → 1/2



<p style="text-align: center;">共通項目</p> <p style="text-align: center;">1-⑥番</p>	<p>(要 望)</p> <p>⑥<u>防災拠点となる公共施設および避難所となる公立小中学校耐震化のため、府補助制度を創設すること。</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>南海・東南海地震にたいし、耐震基準を満たしていない各種公共施設の耐震化は待ったなしである。また、学校施設の耐震化は子どもたちの安全や、緊急時の避難場所として耐震性の確保は急務である。遅れているところは文科省の調査でも財政問題が一番の理由である。大阪府も福井・高知・静岡・宮城県のように独自の補助制度で、耐震化を支援すべきである。</p>
<p>(回 答)【住宅まちづくり部】</p> <p>市町村が設置する各種公共施設の耐震化につきましては、設置者である市町村の責任により行うものと考えており、現下の厳しい財政状況の中では、本府独自の財政的支援措置を講じることは困難です。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑦番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑦堺泉北臨海工業地帯の液状化対策、護岸工事等の推進を図ること。</p> <p>(趣旨)</p> <p><u>臨海各企業の現状の対策を府民は知らされておらず、災害時に大きな不安がある。大阪府として緊急に把握し、公開して欲しい。また、臨海工業地帯の液状化に対応するための「側方流動」対策、護岸工事をすすめられたい。加えて、市民、企業従業員の生命を守るための避難対策を策定されたい。</u></p>
<p>(回 答)</p> <p>【政策企画部危機管理室】</p> <p>○ 津波等の災害時における各企業の対応については、高圧ガス保安法の危害予防規程に基づき、東南海・南海地震防災規程(平成 16 年)を作成しており、同規程の中で地震・津波発生時の緊急運転停止措置、連絡体制、避難方法、防災体制などが定められており、所管庁である大阪府において内容等を把握している。</p> <p>各企業の個別規程については、本府では積極的に公開しておりませんが、堺・泉北臨海地区全体の災害の未然防止と発生した災害の拡大を防止するため、「大阪府石油コンビナート等防災計画」を策定し、計画的かつ総合的な対策を推進している。</p> <p>【政策企画部危機管理室】</p> <p>○ 府では、東日本大震災を踏まえて、これまでに比べて約 2 倍の津波を想定した浸水マップを公表した。堺・泉北臨海地区においても、このような事態を想定して、津波時の避難方法などを検討するため、堺・泉北臨海特別防災地区協議会及び関係機関で構成する検討会を本年 7 月 14 日設置し、今年度中を目途に避難計画を策定する予定。この検討会で策定した避難計画は、同協議会に加盟の企業をはじめ同地区の同協議会以外の他の企業へ周知することにより、各企業の防災意識の向上を図り津波避難対策を進めることとしている。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑦番</p>	<p>(要望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑦堺泉北臨海工業地帯の液状化対策、護岸工事等の推進を図ること。</p> <p>(趣旨)</p> <p>臨海各企業の現状の対策を府民は知らされておらず、災害時に大きな不安がある。大阪府として緊急に把握し、公開して欲しい。また、<u>臨海工業地帯の液状化に対応するための「側方流動」対策、護岸工事をすすめられたい。</u>加えて、市民、企業従業員の生命を守るための避難対策を策定されたい。</p>
<p>(回答)【都市整備部】</p> <p>○ 国の中央防災会議では東日本大震災を受け、東海・東南海・南海地震が発生した際の地震規模や津波の推定値など被害想定の見直しを行っている。</p> <p>○ 堺泉北臨海工業地帯の護岸は、民間企業、国、府、地元市に所有者が分れており、今後、国の検討結果等を踏まえて、本府としても護岸の液状化等について検討するとともに、民間企業等の護岸所有者に対して必要な情報提供等を行っていく。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑧番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑧大阪ガスのガスタンク防災対策に対する指導を強化すること。</p> <p>(趣旨) 臨海工業地帯には高圧ガス、各危険物、液化天然ガス等を貯蔵して大阪ガスが所在している。地震・津波の想定値を見直したうえで、大阪ガスのタンク防災対策をすすめること。</p>
<p>(回 答)【政策企画部危機管理室】</p> <p>○ 大阪ガスのガス製造施設は、主にガス事業法に基づき国が許認可や検査等を実施しているが、現状において関係法令に適合するよう対策を実施していると聞いている。</p> <p>○ また、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和 50 年 12 月)や高圧ガス保安法に基づき府が施設の一部の検査等を実施しているが、現状において関係法令に適合するよう対策を実施している。</p> <p>○ 今回の東日本大震災を踏まえ、国においては、中央防災会議等の検討を踏まえ施設基準等の関係法令の改定を予定しており、これらの改正を踏まえて必要な防災対策の推進を働きかけていく。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑨番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑨関西国際空港及びりんくうタウンの液状化及び津波対策について(関西国際空港分)</p> <p>(趣旨) 関西国際空港は言うまでもなく公共交通機関であり、乗客・乗務員、企業で働く多くの命を守ることが使命である。報道によれば関空会社は大震災後に、「想定外の被害について、やるべき項目の洗い出しが必要」と防災業務計画の再点検を始めたとされているが、大阪府として関空の津波対策・液状化対策の強化を強く要請されたい。</p> <p>また、りんくうタウンについては海拔2.4メートルあり、防潮堤の強化や液状化対策を求める。</p>
<p>(回 答)【政策企画部危機管理室】</p> <p>○ 「防災業務計画」は、災害対策基本法に基づき、関西国際空港を所管する国土交通大臣が内閣総理大臣に報告することになっており、ご要望の趣旨は関西国際空港へ伝えたい。</p> <p>○ 一方、関西国際空港株式会社は、大阪府が所管する石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災地区内の特定事業所でもある。府では、東日本大震災を踏まえて、これまでの比べ約2倍の津波を想定した浸水マップを公表し、関西国際空港地区においても、このような事態を想定して、津波からの避難方法などを検討するため、関西国際空港株式会社及び関係機関で構成する検討会を本年7月22日設置し、今年度中を目途に新たな避難計画を策定する予定。</p> <p>○ なお、液状化については、関西国際空港株式会社の敷地は、岩砕による埋め立てを行っており、液状化を起こしにくい構造と聞いている。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑨番</p>	<p>(要 望)</p> <p>1. 南海・東南海・東海地震に対する災害に強いまちづくり推進のため、以下の点について抜本的に強められたい。</p> <p>⑨関西国際空港及びりんくうタウンの液状化および津波対策について</p> <p>(趣 旨)</p> <p>関西国際空港は言うまでもなく公共交通機関であり、乗客・乗務員、企業で働く多くの命を守ることが使命である。報道によれば関空会社は大震災後に、「想定外の被害について、やるべき項目の洗い出しが必要」と防災業務計画の再点検を始めたとされているが、大阪府として関空の津波対策・液状化対策の強化を強く要請されたい。</p> <p>また、<u>りんくうタウンについては海抜 2.4 メートルあり、防潮堤の強化や液状化対策を求める。</u></p>
<p>(回 答)【都市整備部】</p> <p>○ りんくうタウンの整備にあたっては、天端高が海抜 4.2m (0. P+5.5m) の防潮堤を設置しており、平成 17～18 年度に、東南海・南海地震に対する耐震点検を行い、液状化が発生しても防潮堤の機能は維持されることを確認している。</p> <p>○ 東海・東南海・南海地震に対する防潮堤のハード対策については、中央防災会議の被害想定の見直し等を踏まえて、本府でも検討を進める。</p>	

<p>共通項目</p> <p>1-⑩番</p>	<p>(要望)</p> <p>市町村の「災害時要援護者支援プラン」及び「避難所運営マニュアル」の策定事務を援助すること</p> <p>(趣旨)</p> <p>大震災などによる災害時における要援護者の把握や避難誘導、生活支援などの重要性は、弱者救済の観点からも日ごろからの支援プラン策定が求められる。また、災害時における避難所運営についても、運営マニュアルの策定をはじめ日ごろからの準備が欠かせない。これらについて、府としても各自治体任せにするのではなく事務的な面での自治体を支援することを求める。</p>
<p>(回答)【政策企画部危機管理室】</p> <p>大阪府では、災害時における要援護者の支援について、市町村での取り組みが具体的に進むよう、要援護者の方々に対する支援の内容ごとに配慮すべき事項等を記載した「災害時要援護者支援プラン作成指針」を2007(平成19)年3月に作成し、市町村に示し、各々の市町村ごとに「支援プラン」を作成するよう働きかけている。</p> <p>昨年度末時点で、府内の29市町が「災害時要援護者支援プラン」を策定済み。</p> <p>未策定の14市町村も、今年度末までには策定する予定であり、府としては、予定どおり策定が進むよう、個別のヒアリング等を通じて指導・助言に努めるとともに、先の東日本大震災も教訓としながら、「避難誘導體制の整備」、「避難所の確保」等、より実効的な「災害時要援護者の支援体制」が整うよう、福祉部や健康医療部等々とも連携し、引き続き支援に努める。</p> <p>また、府として、災害時における避難所運営が重要であると認識。</p> <p>このため、府では、市町村を支援するため、平成18年度に「避難所運営マニュアル作成指針」を策定。より、積極的に支援していくため、平成21年度には、指針に基づく「避難所運営マニュアル構成例」を作成し、市町村にお示しした。</p> <p>現在、市町村において、「避難所運営マニュアル」が早期に作成されるよう、各地域毎に開催されるブロック会議の場などを通じ、働きかけを行っているところ。</p>	

<p>共通項目</p> <p>2番</p>	<p>(要望)</p> <p>原子力発電所の安全対策を抜本的に強化するよう、関西電力に強く要請すること。</p>
-----------------------	--

**(回答)【政策企画部危機管理室】**

本府においては、福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、関西広域域連合として、地震及び津波等に対する安全性向上に万全の対策を講じるとともに、原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保対策を行うよう4月に関西電力(株)に緊急申し入れを行った。

また、福島原発事故の原因究明と事態の早期収束及び、原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備について、4月に緊急提案、7月には来年度予算編成等に対する提案を国に行った。

さらに、関西広域連合では、関西の安全確保に向けた情報提供の徹底及び、情報交換のための協議の場の設置などを目的とする原子力発電に関する協定を締結するよう、去る8月5日に関西電力(株)に申し入れを行ったところ。

今後とも原子力発電所の安全対策の強化が図られるよう、関西一体となって取り組んでまいりたい。



<p>共通項目</p> <p>3番</p>	<p>(要望)</p> <p>国保広域化について、安直な「保険料統一」ではなく、市町村支援により、府民の負担軽減を図る「国保財政健全化」に努力されたい。</p>
<p>(回答)【福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナルミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことを基本とすべきと考えております。</li><li>○ また、財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めるため、国民健康保険の広域化が緊急の課題と認識しており、市町村とともに府が保険者となる制度とするよう、国に対して要望しています</li><li>○ さらに、現行の国民健康保険制度に対する財政措置については、市町村に過度な負担が及ばないよう、制度設計に責任をもつ国に対して、万全の財政措置を講じるよう要望しています。</li><li>○ また、府としては、市町村に対し毎年「大阪府国民健康保険事業運営方針」を策定し、計画的な事業運営や保険財政の安定的な運営が図られるよう指導・助言しております。</li></ul>	

<p style="text-align: center;">共通項目</p> <p style="text-align: center;">4 番</p>	<p>(要 望)</p> <p>子ども医療費助成制度の対象年齢を入院・通院とも、義務教育終了まで引き上げられたい。国に同助成制度の創設を働きかけられたい。</p>
<p>(回 答)【福祉部】</p> <p>○ 乳幼児医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において、様々な形で実施されていますが、実施状況に格差が生じていることから、国において全国一律の制度とするよう、強く要望しています。</p> <p>○ 一方で、国制度化がなされるまでは、府としてこの制度を継続せざるを得ないと考えています。</p> <p>○ このため、財政構造改革プラン（案）に示したとおり、この制度を維持継続するため、対象者の範囲や国の公費負担医療制度との整合性をも考慮した制度のあり方について、制度全般にわたって検討を行っていくこととしました。</p> <p>○ この中で、乳幼児医療費助成制度については、医療のセーフティネットの観点や、子育て支援の一環として対象年齢の引上げなど市町村の判断で実施されていることも踏まえた上で、他の医療費助成制度とあわせて、平成25年度実施を目途に抜本的な見直しを図るべく、制度を共同実施している市町村とともに研究を進めているところであり、現時点では、対象年齢を引上げることは困難であることをご理解願います。</p>	

<p style="text-align: center;">共通項目</p> <p style="text-align: center;">5 番</p>	<p>(要 望)</p> <p>ヒブワクチン・肺炎球菌・子宮けいがんワクチン接種への助成制度を創設すること。</p> <p>(趣旨) 上記の3種ワクチン接種においては、昨年度より、時限的ではあるが、実施自治体への国からの半額補助が確定し、岬町においても全額助成で接種を受けることができるようになり、子どもを持つ保護者からは大変歓迎されている。救える命を救うために、大阪府としても接種費用への財政的支援をおこなうことと合わせて、国に対して定期接種化を要請するよう求める。</p>
--	--

**(回 答)【健康医療部】**

現在実施しているヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成事業については、平成 23 年度末までの暫定的な措置であることから、本府として、

- ①早急に予防接種法に基づく定期接種に位置づけること、併せて市町村の負担額について必要な財源措置をすること
- ②定期予防接種に位置づけられるまでの間は現在の緊急促進事業を継続することについて、国に対して要望しています。

なお、現在、国の厚生科学審議会予防接種部会において、予防接種法に基づく定期接種に位置づけるよう国に対する意見書が出され、継続して検討されているところです。

<p style="text-align: center;"><b>共通項目</b></p> <p style="text-align: center;"><b>6 番</b></p>	<p>(要 望) 妊産婦健診の助成制度の確立を図られたい。</p> <p>(趣 旨) 一昨年から始まった、妊産婦健診の助成制度は、国・府・市町村で分担されているが、23年度で国負担がなくなってしまう。自己負担であった健診費用を部分的とはいえ行政が負担して 危険な出産をなくし、安心してお産ができるようにと始まった制度である。全国的に見ても大阪府は、行政負担がすくない自治体であり、国の負担がなくなれば実施できなくなる自治体も出てくる可能性がある。国に対して、制度維持のための負担を増額するよう強く働きかけるとともに、大阪府の負担をさらに増額するよう制度化を図られたい。</p>
<p><b>(回 答)【健康医療部】</b></p> <p>○ 本府では、現行の妊婦健康診査公費負担の拡充策について、①法的整備が不十分であること②国の妊婦健康診査臨時特例交付金による財政的支援が平成23年度末までの時限措置であること、③財源の一部が地方交付税交付金で措置されていることを課題として認識しています。</p> <p>○ このため、国に対して、①母子保健法を改正し、法律上の位置づけをより明確なものにすること、②全国の市町村において統一的な妊婦健康診査公費負担が恒久的に実施できるよう、市町村に対して必要な財源を移譲することを強く要望しています。</p> <p>○ なお、平成24年度以降の妊婦健康診査公費負担の対応については、現在、国において妊婦健康診査支援基金の期限延長等について検討中と聞いていますが、引き続き国の動向把握に努め、市町村に対し、適宜情報提供を行ってまいります。</p>	

<p>共通項目</p> <p>7番</p>	<p>(要望)</p> <p>コミュニティー・ソーシャルワーカー配置事業及び小地域ネットワーク活動推進事業等に係る地域福祉・子育て支援交付金を充実されたい。</p>
<p>(回答)【福祉部】</p> <p>○ コミュニティソーシャルワーカーや小地域ネットワーク活動は、地域における見守り・発見・つながりの機能を担うなど、地域福祉のセーフティネットを構築する上で重要な役割を果たしていると認識しています。</p> <p>○ 各市町村においては、「地域福祉・子育て支援交付金」も財源にして、その自主性を発揮し、コミュニティソーシャルワーカーの配置や小地域ネットワーク活動をはじめとする地域福祉推進事業を推進していただきたいと考えています。</p> <p>○ 平成24年度以降についても引き続き、市町村において地域福祉の推進に資する事業が円滑に実施できるよう、予算の確保その他必要な支援に努めてまいります。</p>	

<p>共通項目</p> <p>8番</p>	<p>(要望)</p> <p>来年度から府営住宅の指定管理者制度の導入がすすめられているが、府の責任で、府営住宅は管理されよ。</p> <p>(趣旨) 府営住宅に指定管理者制度が導入されると、家賃の減免や修繕などが管理者任せとなり、入居者が安心して住めなくなる。府が責任をもって管理されよ。</p>
<p>(回答)【住宅まちづくり部】</p> <p>府営住宅における指定管理者制度については、平成22年度からモデル的に実施しており、モデル実施の状況については、モニタリングを実施し、外部有識者で構成する評価委員会のご意見も踏まえ、平成24年度から府全域で行っていく予定である。</p> <p>なお、家賃の減免決定等は、大阪府として実施するとともに、修繕や保守点検等の業務については、府の定めた仕様に従って実施させ、府としても点検を行い、入居者の安全、安心の確保に努めてまいります。</p>	

共通  9番	(要 望)  打ち切られた学校安全緊急対策事業の補助金を復活されること。
--------------	--

(回 答)【教育委員会】

府内の小学校において痛ましい事件が発生したことを重く受け止め、平成17年度から小学校等へ警備員等を配置する市町村に対する補助事業を実施し、平成21年度からの2年間は、市町村において、防犯設備の設置など地域の実情に応じた学校安全体制が進められるよう交付金化いたしました。

公立学校園等の安全管理は、設置者の責任の下に実施されるものであり、今後も市町村の実情に応じて、子どもの安全確保に取り組んでいただくとともに、府教育委員会として各市町村の状況を把握し、特色ある地域の見守り活動などを集約して、研修会等を通じて発信するなど、他部局及び市町村教育委員会と連携して、学校と地域が一体となって子どもの安全確保ができるよう支援してまいります。

<p>共通  10番</p>	<p>(要 望)</p> <p>小学3年生・中学1年生の35人学級化を実現すること。 あわせて、少人数学級化に必要な教職員の配置や施設整備を行うこと。</p>
------------------------	---

**(回 答)【教育委員会】**

府では、小学校1・2年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した学校生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、35人を基準とした少人数学級編制を実施してきました。

文部科学省においては、昨年8月に『新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)』を策定しましたが、平成23年度予算では、小学校1年生の35人以下学級実現のための予算措置のみに留まり、平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況を勘案しつつ、引き続き、検討していくこととされております。

府における他学年への拡大については、国の動向を注視してまいりたいと考えています。



<p>共通</p> <p>11番</p>	<p>(要望)</p> <p>普通学級から特別支援学級に通級している児童・生徒を「ダブルカウント」すること。</p>
----------------------	--

**(回答)【教育委員会】**

支援学級の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、児童生徒の在籍数に基づき学級を設置するため、二重在籍等については困難です。

小・中学校の支援学級の在籍児童生徒数は近年大幅な増加傾向にあり、障がいの状況は、重度化、多様化しています。そうした現状を踏まえ、引き続き、国定数等を活用した障がい種別ごとの学級設置に努めてまいります。

<p>共通</p> <p>12番</p>	<p>(要望)</p> <p>特別支援教育を充実させるために、介助員を配置するための財政的支援をおこなうこと。</p>
<p>(回答)【教育委員会】</p> <p>平成19年度から、国は介助員を含めた特別支援教育支援員の配置に対し、地方交付税による財政措置を行っており、市町村においては、支援学級に在籍する児童生徒の学習活動をサポートする介助員や通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒の学習活動をサポートする学習支援員の配置を進めているところです。</p> <p>府教育委員会としては、介助員等を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業財源を確保するよう、国に対して引き続き要望してまいります。</p>	

<p>共通  13番</p>	<p>(要望)</p> <p>中学校給食の実施にあたっての事業計画の作成は、市町村の自主性を尊重すること。当初の施設整備費だけでなく、運営費用も補助対象とすること。</p>
------------------------	--

**(回答)【教育委員会】**

府が実施する中学校給食導入促進事業補助制度は、市町村内のすべての中学校に給食を導入していただくことを目的としており、その全体像を把握するため、原則として平成23年度中に事業計画を策定していただくこととしています。

市町村によっては、実施形態や運営方法などの検討に時間を要することも考えられますが、全中学校へ導入する方針である場合には、当該市町村の事情等を考慮して対応してまいります。

府としての最大限の支援として、施設整備費を対象とする補助制度を創設しました。運営費用については、地方交付税の基準財政需要額で市町村に算定されていることから、市町村で負担していただきたいと考えています。

<p>共通項目</p> <p>14番</p>	<p>(要望)</p> <p><b>14. 太陽光パネルを遊休地に設置することにつき、農地法上の規制緩和を国に働きかけられたい。</b></p> <p>大震災と原発事故を受けた、国のエネルギー政策転換の国民的な関心が高まってきている。府内の自治体でも農業者から「休耕地を利用した太陽光発電に取り組んでみたい」といった声も寄せられてきている。再生可能エネルギーを爆発的に増やすうえで、農地を利用する場合の可能性や問題点を早急に整理し、必要な事項については国に対して対策をとるよう働きかけられたい。</p>
------------------------	---

**(回答)【環境農林水産部】**

今回の大震災を契機として、太陽光発電をはじめとした自然エネルギーの導入拡大などエネルギー源の多様化や、省エネ型のライフスタイルへの転換といった需要と供給の両面からとるべき方策などエネルギー政策全般についての検討が必要となってきています。

遊休農地については、農地として再生・活用し、農空間の公益的機能を確保するとともに、地域の農業振興を図ることとしているものの、森林化、原野化するなど農地として回復が困難な遊休農地も存在しているところです。

そのような遊休農地については、土地利用の面から様々な有効活用を図るべく、太陽光パネルの設置の可能性や必要な方策も含めて検討を進めていきます。

<p style="text-align: center;">共通項目</p> <p style="text-align: center;">15番</p>	<p>(要望)</p> <p><b>すべてのアスベスト被害者が救済されるように、アスベスト新法の改正を国に求めること。</b></p> <p>(趣旨) 泉南地域では、古くから石綿工業が地場産業として発展し、小規模・零細企業を中心に大量に生産され、被害者は生産関係者・家族・周辺住民を巻き込んだものとなっている。現行法では①アスベストが原因となる肺がんの認定が少ない、②石綿肺やプラークに対する補償がない、③近隣被害が認められない、などの問題がある。被害者救済には法改正が急務である。</p>
<p><b>(回答)【健康医療部】</b></p> <p>昨年度「大阪泉南アスベスト国家賠償訴訟判決」を機に、厚生労働省及び環境省へ「アスベストによる健康被害の救済と対策に関する要望」について緊急要望をし、健康医療に関する提案・要望においても「重点要望」項目として国に要望しているところです。</p> <p>平成22年7月に、「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下、救済法）」の一部が改正され、指定疾病に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、びまん性胸膜肥厚が追加されたところであるが、全ての石綿疾患が対象とはなっていないため、石綿に関する全ての疾患を救済法において対象に加えるとともに、石綿工場近隣に住んでいた間接ばく露者についても救済法の趣旨により適切な救済措置を講じるよう、引き続き強く要望していきます。</p>	

<p>共通  16番</p>	<p>(要 望)</p> <p>「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」を撤回すること。</p>
<p>(回 答)【教育委員会】</p> <p>「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」については、さきの平成23年5月定例府議会におきまして議員提案され可決されたところです。</p>	